

# 2016 年 期 実務補習所 考査問題

## 【会計に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

## <金融商品取引法に基づく開示と実務>

**問** 以下の文章は、金融商品取引法第4条第1項及び第5条第1項の抜粋である。これを読んだ上で、以下の問に答えなさい。

**第四条** (A)有価証券の募集(特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。)又は(B)有価証券の売出し(次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。)は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し(①)に(②)をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(中略)

五 ( )又は(③)の総額が(④)の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの(前各号に掲げるものを除く。)

**第五条** 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し(特定有価証券(その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。)に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。)に係る( )をしようとする発行者は、その者が会社(外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。)である場合(当該有価証券(特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)の発行により会社を設立する場合を含む。)においては、内閣府令で定めるところにより、(C)次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (1) 空欄(①)～(④)にあてはまる文言を答えなさい(丸数字のない括弧は無視してよい)。
- (2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
- (3) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を2つ列挙しなさい。

**問** 以下の各問いに答えなさい。

- (1) 臨時報告書の提出事由の具体例を2つ列挙しなさい。
- (2) 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。
- (3) 開示府令における「特定子会社」の意味を説明しなさい。

**問** 金融商品取引法及び関連法規並びにこれらの実務に従い、有価証券報告書の提出義務に関して説明しなさい。その際、以下の点に触れること。

- ① どのような会社が提出対象になるか。
- ② どのような場合に提出免除になるか。

**問** 昨今、会社法と金融商品取引法の開示に関して一元化が議論されています。当該議論について、①一元化が議論されている背景及び②一元化を実現する上で検討が必要と思われる事項について、あなたの考えを述べなさい。

**問** 過去の証券恐慌や企業の粉飾決算の露呈により、ディスクロージャー制度の整備・充実の必要性が高まり、昭和46年に数多くの改正がなされた。現行のディスクロージャー制度に関し以下の設問に答えなさい。

- (1) 発行開示に関しては、有価証券の届出の性格に募集・売出の行為について規定されることとなったが、有価証券の募集・売出しとはどのようなことをいうか、その意義をそれぞれ答えなさい。
- (2) (1)とともに、届出を必要とする金額基準に改正があったが、届出を要する金額は有価証券の募集又は売出しの総額が原則としていくら以上のときか、その金額を答えなさい。
- (3) 継続開示である有価証券報告書は従来は届出提出者のみであったが、改正後それに加え上場及び店頭登録有価証券発行者も提出義務が生じることになった。有価証券報告書は発行会社の資本状況、事業内容、財務内容等を定期的、かつ継続的に開示して、投資者に対して的確な認識と判断を行う機会を与え、有価証券の公正円滑な流通と投資者の保護を目的としている。  
流通市場での投資家の保護は、タイムリーな開示が必要となるので、その提出期限について一定の期限があるが、事業年度末後いつまでの提出が必要か答えなさい。
- (4) (3)のような継続開示は定期的な開示であるが、投資家の投資判断にとって必要ないしは有用な情報として、特定の事象が発生した都度速やかに開示すべきものもある。例えば主要株主の異動や重要な災害の発生、代表取締役の異動等、有価証券の流通価格に重要な影響を与えると認められる事実が発生した都度、提出する法定開示書類の名称を答えなさい。
- (5) 従来は目論見書の不使用に関して罰則はなかったが、改正によって罰則（罰金）が規定された。目論見書は投資家の判断に有益な書類であるが、有価証券届出書と交付方法が異なる。どのように異なるか端的に答えなさい。

**問** 金融商品取引法上のディスクロージャー制度について記載した以下の文章についてそれぞれの問に答えなさい。

- (1) 発行価額又は売出価額の総額が1,000万円を超え1億円未満の募集又は売出しが行われる場合に提出される書類名とその法律上の提出先を答えなさい。
- (2) (1)の法律上の提出先と異なり、実際の書類の表紙に記載される実務上の提出先はどこか答えなさい。
- (3) (2)の提出先のうち、資本金50億円以上の会社や外国会社が提出する先はどこか答えなさい。
- (4) 発行登録制度では、実際の発行時には新たに届出を行うことなく、発行条件等の証券情報のみを記載した書類を提出するだけで直ちに募集又は売出しを行うことができる。この証券情報のみを記載した書類名を答えなさい。
- (5) 大量保有報告書を提出する大量保有者の保有割合は発行済株式総数の何パーセントか。また、大量保有者となった日から何日以内に提出義務があるか、それぞれ答えなさい。

**問** 金融商品取引法では、有価証券の A 募集 又は B 売出し の総額が1億円以上の場合には、発行者は①（財務大臣・内閣総理大臣・金融庁長官）に対し発行開示書類として、②（有価証券通知書・有価証券報告書・有価証券届出書）を提出しなければならない旨が規定されている。

- (1) 上記の①及び②において適当な語句を選択しなさい。
- (2) AおよびBの定義について、以下の③～⑥に適当な語句を入れなさい。  
有価証券の募集とは、(③ ) に対し新たに発行される有価証券の取得の申込を(④ ) することをいう。一方、有価証券の売出しは(③) に対し、すでに発行された有価証券の(⑤ ) の申込をし、又はその(⑥ ) の申込を(④) することをいう。
- (3) 継続開示会社が②の届出を行う場合、各条件の下で認められる方式を2つ挙げ、両者の制度趣旨及び両者の主要な相違を簡潔に述べなさい。

問 公開買付開始公告をした者が公開買付公告をした日に提出する書類の名称を答えなさい。

問 継続開示会社の提出書類である有価証券報告書の「第一部 企業情報」のうち、「第6 提出会社の株式事務の概要」及び「第7 提出会社の参考情報」を除く記載項目を下記の10個のなかから5つ選択しなさい。

- ・ 企業の内容・企業の概況 ・ 事業の状況 ・ 事業のリスク・設備の状況・設備の更新
- ・ 提出企業の状況 ・ 連結子会社の状況・経理の状況 ・ 財務諸表の状況

問 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条に示されている臨時報告書の提出事由の例を以下から3つ選択しなさい。

- ・ 取締役会における決議事項 ・ 株主総会における決議事項
- ・ 親会社又は重要な連結子会社の異動 ・ 親会社又は特定子会社の異動
- ・ 代表取締役の異動 ・ 取締役の異動

問 金融商品取引法第9条および第10条に関して、有価証券報告書の訂正が必要となる場合について以下の（ ）内に適当な語句をいれなさい。

- A 重要な事項について（ ）の記載がある場合
- B 記載すべき重要な事項の記載が（ ）である場合
- C（ ）上の不備がある場合

<会社法に基づく開示と実務>

**問** 以下の資料は、JPY 株式会社（上場会社、連結子会社は 100%子会社 1 社のみ）の平成 28 年 3 月期の貸借対照表科目の一部（純資産のみ、順不同）及び同事業年度の損益計算書である。これらを参照した上で、下記の問題に答えなさい。

純資産関連項目（順不同）		損益計算書	
平成28年3月31日現在		自平成27年4月1日	
（単位：百万円）		至平成28年3月31日	
科目	金額	（単位：百万円）	
利益準備金	1,515	売上高	18,542
資本金	7,543	売上原価	21,122
繰延ヘッジ損益	50	売上総損失	2,580
繰越利益剰余金	△776	販売費及び一般管理費	4,100
別途積立金	2,100	(①)	( )
自己株式	△595	営業外収益	5,104
その他有価証券評価差額金	△536	営業外費用	514
資本準備金	3,715	( )	(②)
新株予約権	30	特別利益	4,948
土地再評価差額金	1,212	特別損失	1,062
		(③)	( )
		法人税、住民税及び事業税	825
		法人税等調整額	125
		法人税等合計	(④)
		( )	(⑤)

(解答上の留意事項)

1. 計算の結果生じた端数は、百万円未満を切り捨て、百万円単位で解答すること。
2. 当社は、財務諸表等規則第 127 条の特例会社には該当しない。
3. その他想定した事項がある場合には、その旨を記載すること。

- (1) 空欄 (①) ~ (⑤) を埋めなさい。なお、丸数字のない括弧は無視してよい。
- (2) JPY 株式会社の平成 28 年 3 月期に関する貸借対照表（純資産の部のみ）を作成しなさい。作成に際しては、会社計算規則に準拠するものとし、会社計算規則に記載のない事項については、財務諸表等規則に準拠するものとする。なお、大項目、中項目、小項目を明確に区分して解答することとし、注記は省略してもよい。

**問** 会社法及び関連法規並びにこれらの実務に関する以下の記述について、正しいものには「○」を記載した上でその根拠を、間違っているものには「×」を記載した上でその理由を記載しなさい。なお、○×のみ記載した場合は採点除外とする。

- ① 上場会社は、すべて会計監査人設置会社である。
- ② 定時株主総会の招集通知には、計算書類の附属明細書が添付される。
- ③ 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社では、作成される計算書類に相違がない。
- ④ 注記表は計算書類に含まれるが、計算書類の附属明細書は計算書類に含まれない。
- ⑤ 事業報告の附属明細書は、会計監査人監査とはならない。

**問** 監査等委員会設置会社とはどのような会社かを述べ、監査役会設置会社と比べた場合における当該機関設計におけるメリット及びデメリットに関して、あなたの考えを述べなさい。

**問** EUR 株式会社は、資本金 16 億円、負債総額 250 億円、連結子会社を有する東証一部上場会社である。現在、会計監査人の CHF 監査法人の公認会計士 X は、経理担当者新人 A から計算書類に関する質問を受けている。これを読んだ上で、下記の問題に答えなさい。

経理担当 A	: 部長から聞いたのですが、当社は会社法上の大会社にあたるそうですね。会社法上の大会社の定義を教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社法第 2 条に記載されていますので、ご確認くださいませんか。
経理担当 A	: ありがとうございます。 次に、注記表の記載内容について教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 98 条に記載されています。 <u>(A) 公開会社</u> や会計監査人設置会社は、記載内容が多くなっているところに留意が必要です。また、 <u>(B) 連結計算書類</u> を作成する場合も、注記の内容が異なります。
経理担当 A	: ありがとうございます。 最後に、計算書類の附属明細書は、どのようなものを作成すべきか教えてください。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 117 条に記載されていますので、良く読んでおいてください。
経理担当 A	: ありがとうございます。大変、参考になりました。

- (1) 下線部(A)について、公開会社の定義を述べなさい。
- (2) 下線部(B)に関連して、会社計算規則で定められている連結計算書類をすべて列挙しなさい。

**問** 次の文章は、NZD 株式会社（3 月決算の上場会社、連結子会社あり、監査役会設置会社）と AUD 監査法人（同社の会計監査人）の決算日程に関する打ち合わせである。これを読んだ上で、下記の問題に答えなさい。なお、会社法及び関連法令並びに会社法監査に関する実務を十分に考慮して回答しなさい。

経理担当取締役 A	: 本年の株主総会は、平成 28 年 6 月 16 日を予定しています。当社は、計算書類を 4 月 27 日にお渡ししますが、日程的に問題ありませんか。
公認会計士 X	: はい、特に問題ありません。
経理部長 B	: 監査法人さんからは、いつ頃計算書類に関する監査報告書をいただけますか。
公認会計士 X	: <u>(A) 附属明細書をいただく時期にもよりますが、(B) 連結・個別ともに 5 月 7 日付を予定しています。</u>
経理部長 B	: ありがとうございます。連結と個別を同時にいただけるんですね。監査役、監査役会の監査報告書は、いつ頃いただけますか。
常勤監査役 Y	: <u>(C) 特に問題がなければ、監査法人さんの監査報告書をいただいた翌日を予定しています。</u>
経理担当取締役 A	: ありがとうございます。 招集通知の発送にも十分間に合いそうですし、スケジュール的には問題なさそうですね。その旨取締役会に報告しておきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。

- (1) 下線部(A)について、附属明細書に記載すべき項目を全て列挙しなさい。
- (2) 下線部(B)及び(C)について、本問は会社法の制約よりも、かなり早く会計監査人からの監査報告及び監査役会からの監査報告が行われている。このような対応は実務では多く行われているが、①実務上このような対応が多くなる理由及び②その是非について、あなたの考えを述べなさい。

**問** 会計方針の変更を行い、かつ、遡及適用した場合における、会社計算規則第 102 条の 2 に基づく「会計方針の変更に関する注記の記載項目」を記載しなさい。

- (1) 当該会計方針の変更の ( )
- (2) 当該会計方針の変更の ( )
- (3) 当該事業年度の期首における ( ) に対する影響額

問 会社法に基づく開示と実務に関して、以下文章の空欄①～⑩に入る適切な語句を答えなさい。

1. 開示制度の概要

会社法における開示には、( ① ) 開示と ( ② ) 開示がある。

( ① ) 開示とは、定時株主総会に先だて、招集通知に添付して ( ③ ) に ( ① ) 交付する、または電磁的方法によって開示することによって情報提供を行うことである。

また、( ② ) 開示とは、会社を開示書類を備え置くことにより ( ③ ) や ( ④ ) がいつでも閲覧できるようにすることである。

2. 個別 ( ⑤ ) について

会社計算規則において、注記することが求められている事項は、下記のとおりである。

- ・継続企業の前提に関する注記
- ・重要な ( ⑥ ) に係る事項に関する注記
- ・ ( ⑥ ) の変更に関する注記
- ・表示方法の変更に関する注記
- ・会計上の見積りの変更に関する注記
- ・誤謬の訂正に関する注記
- ・貸借対照表に関する注記
- ・ ( ⑦ ) に関する注記
- ・株主資本等変動計算書に関する注記
- ・税効果会計に関する注記
- ・リースにより使用する固定資産に関する注記
- ・ ( ⑧ ) に関する注記
- ・賃貸等不動産に関する注記
- ・持分法損益等に関する注記
- ・ ( ⑨ ) との取引に関する注記
- ・ ( ⑩ ) 情報に関する注記
- ・重要な後発事象に関する注記
- ・連結配当規制適用会社に関する注記
- ・その他の注記

問 会社法上、会社の規模は、資本の額又は最終の貸借対照表の負債の部の金額により大会社と大会社以外の会社に区分される。事業年度中において、資本の額又は負債の部の合計金額の変動に伴い会社区分が変わった場合、計算書類等の監査について適用される規定が異なることとなるが、以下のケースについて平成×2年3月期及び平成×3年3月期における会計監査人による監査の要否及びその理由について答えなさい。

- (1) 平成×1年3月期の決算において、負債の部に計上された額の合計額が200億円未満であったが、平成×2年3月期の決算において、負債の部に計上する額の合計額が200億円以上となった場合
- (2) 平成×1年3月期の決算において、資本の額が5億円以上であったが、平成×2年度期中の減資により資本の額が5億円未満になった場合

問 以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入し、×の場合はその理由を記載しなさい。

- (1) 平成28年4月1日(期首)に増資を実施した結果、資本金が5億円となった場合、平成29年6月開催の株主総会で会計監査人を選任する必要がある。
- (2) 大会社(公開会社でない会社及び委員会設置会社を除く)は、監査役会又は会計監査人を設置しなければならない。
- (3) 直接開示における開示書類の開示対象者は株主のみである。

問 会社計算規則第98条第1項第1号から第18号までで規定される注記項目のうち、5つを記載しなさい。

## ＜取引所のルールに基づく開示と実務＞

問 上場会社の情報として適時開示が求められる会社情報について、下記の（ ）から適当な語句を選択しなさい。

- ・上場会社の（ 決定事実 算定事実 暫定事象 ）
- ・上場会社の（ 見積事項 見込内容 発生事実 ）
- ・上場会社の（ 予算状況 決算情報 精算情報 ）
- ・上場会社の業績（予定 予想 結果）、配当（予定 予想 結果）の修正等

問 適時開示の時期について下記の①～③に、（直ちに、速やかに、遅滞なく）のうち、いずれか適切な語句を選択しなさい。

- ・開示前の会社情報が外部に漏洩し、不当に利用されて不公平な売買取引が行われるおそれのある時は、（① ）開示する。
- ・上場会社において重要な会社情報が決定した場合には、（② ）開示する。
- ・会社内で検討中のため未決定である事項について、その情報が漏洩していると認められるような噂が流れ、株価に異常な動きがある場合には、（③ ）開示する。

問 適時開示が要請される会社情報と監査法人との関係について、下記の①から③に適切な語句を記載しなさい。

決算発表は、（① ）として発表されるが、（①）及び添付資料である（② ）については、監査法人の監査対象で（③ ）。



## <決算実務>

**問** 会社の決算目的についての次の文章の中の空欄に最も適切な語句を下記の選択肢より選びなさい(語句は1度のみ使用)。

会社は①、すなわち、半永久的に②していくことを前提としている。

この②期間を一定の統一的な期間に区切り、その期間の③の状況や④状態を計測する行為が決算である。

決算には、自らがその⑤成績や④状態を把握するため、利益の⑥金額を算出するため、⑦を算定するため、他社の決算との比較により第三者が⑧の⑨を行うためなど様々な目的がある。

選択肢

投資額、判断、損益、金融、財政、過小、納税額、ゴーイング・コンサーン、事業、活動、経営、分配(配当)、適正、存続、取引判断、継続、管理、意思決定

**問** 会計監査人を設置することが必要となる大会社の判定について、次の文章の中の空欄に最も適切な語句を下記の選択肢より選びなさい(語句は1度のみ使用)。

最終事業年度に係る資本金が、①以上又は負債の部の合計額が②以上になった場合には、その③の時点又は④から貸借対照表の報告を受けた③の時点より大会社となる。(会社法第2条第6項)。

例えば、3月決算の資本金5億円の会社が、平成×6年8月に減資を行い、資本金が①未満になった場合には、平成⑤6月の定時株主総会の終結の時に大会社ではなくなり、平成⑥3月期の決算より会計監査人の決算報告書が不要になる(ただし、⑦において会計監査人を置く旨を定めている場合を除く)。

選択肢

登記簿、定款、規程、稟議書、社内組織、1億円、3億円、5億円、10億円、100億円、200億円、取締役会、監査役会、創立総会、定時株主総会、臨時株主総会、発起人会、代表取締役、会計参与、×6年、×7年、×8年、×9年

**問** 会社(クライアント)が決算を確定させる前に、事前に会社(クライアント)と会計監査人との間で事前相談や打合せを行っておくことは大変有用であると考えられます。

もし、あなたが会計監査人であれば、事前相談や打合せにどのようなことをするかを3つと実施する理由を2つそれぞれ簡潔に述べなさい。

問 次の決算日程表は、会計監査人設置会社で連結計算書類を作成しない場合の3月期決算会社のものである。(法：会社法、会計規：会社計算規則)

月 日	項 目	摘 要
3月17日	株主名簿基準日公告	(法124)
①	決算日	基準日(法124)
?月?日	特定取締役	計算書類を監査役(会)・会計監査人に提出(会計規125)
?月?日	特定取締役	附属明細書を監査役(会)・会計監査人に提出(会計規125)
5月29日	会計監査人	会計監査人監査報告書を提出(法436Ⅱ)(会計規126) 計算書類の全部を受領した日から②週間を経過した日(会計規130) 計算書類の附属明細書を受領した日から③週間を経過した日(会計規130)
?月?日	監査役(会)	監査役(会)監査報告書を提出(法436Ⅱ)(会計規127) 会計監査人の会計監査報告を受領した日から④週間を経過した日(会計規132)
	取締役会	計算書類・総会付議事項の決定(法436Ⅲ)
6月12日	招集通知発送	(法299、437) 計算書類・附属明細書及び監査報告書備置(法442)
⑤	株主総会	(法438Ⅱ)
	決算公告	貸借対照表・損益計算書又はその要旨の公告(法440)

(1) 上記決算日程の②～④は数字を、①⑤は最も早い日を次のカレンダーを参考にして答えなさい。

月	火	水	木	金	土	日
3/13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
			6/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(2) 定時株主総会の総会は、会社法上決算日より何ヶ月以内に開かねばならないとされているか述べるとともに、法人税の通常の申告の提出期限と納付期限と特例を受けた場合の通常の申告の提出期限と納付期限を述べなさい。

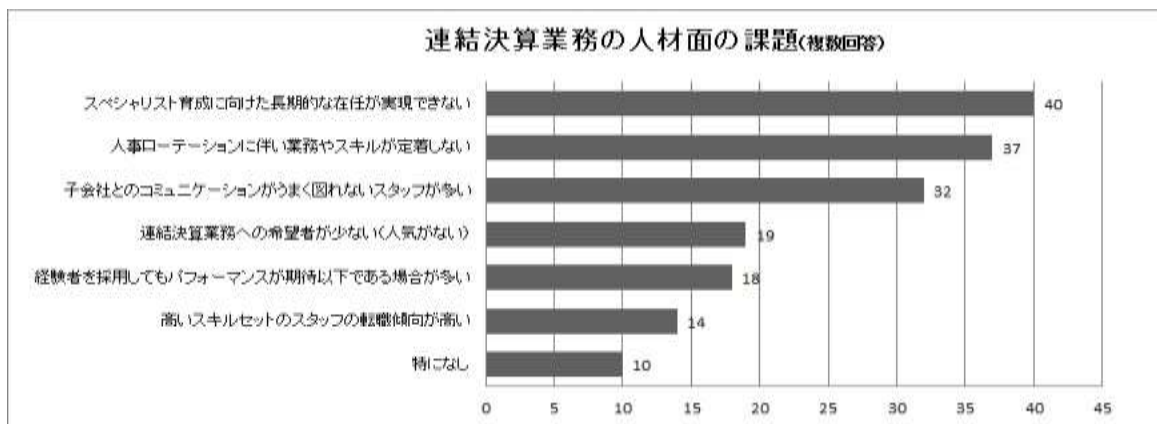
問 剰余金の配当と処分について次の問いに答えなさい。  
 A社の決算日における貸借対照表「純資産の部」は以下の通りである。

(単位：千円)

資本金	500,000
資本剰余金	600,000
資本準備金	500,000
その他の資本剰余金	100,000
利益剰余金	330,000
利益準備金	50,000
任意積立金	50,000
繰越利益剰余金	230,000
自己株式	△50,000
純資産合計	1,380,000

1. 決算日における剰余金の金額を答えなさい。
2. 分配可能額を答えなさい。
3. 分配可能額にかかわらず剰余金の配当ができない場合とは、どのような場合か。
4. 原則として、剰余金の配当には、株主総会決議においてどういった決議を要するか。また、その決議とはどのようなものですか簡潔に述べなさい。
5. 中間配当に関する定款の定めがある場合において配当財産が金銭であるとき等、一定の条件のもとでは、株主総会決議を要しないか。要しないとすれば会社のどの機関で決めるか答えなさい。

問 2016年5月23日から6月10日にかけて日本CFO協会がサーベイした「連結決算実務における現状と課題」によると、以下のように人材配置に悩む会社が多い。



そこで、適切な人材配置が必要とされる目的は何か。内部統制の観点から60文字以内で答えなさい。ただし、句読点も字数に含めるものとする。

問 証券取引所から求められる決算発表を、会計監査人の監査報告書を受領するより前に行うことは法律上問題があるか。解答用紙の「問題ある・問題ない」のいずれかに○を付し、その理由を簡潔に答えなさい。

問 以下は、ある上場会社（監査役会設置会社、単体決算開示のみ）の経理部の年度決算スケジュールについて説明した文章である。空欄①～⑩に当てはまる適切な語句又は数値を答えなさい。

なお、空欄中の□の数は文字数を表している。ただし、空欄に数字が入る欄は、（数字）と記載してある。

年度決算では、まずは、証券取引所規則に基づく（①□□□□）の添付資料として、財務諸表が作成・公表される。

次に、株主に公表される（②□□□□）が作成される。会計監査人設置会社においては、会社法第 436 条第 2 項の規定に基づいて、（ ② ）及びその（③□□□□□）は監査役及び会計監査人の監査を、（④□□□□）及びその（ ③ ）は監査役の監査をそれぞれ受けなければならない。その後、（ ② ）及び（ ④ ）並びにこれらの（ ③ ）は、取締役会の承認を受ける。

そして、（ ② ）は、定時株主総会の開催日の（⑤（数字））週間前までに、取締役選任案や定款変更案などの総会付議事項と共に、株主に通知される（会社法第 299 条）。なお、議決権を有する株主数が（⑥（数字））名以上の会社については書面投票制度が義務付けられているため、招集通知に所定の用紙を添付して送付する（会社法第 298 条第 2 項）。

招集通知が完成した後、株主総会の想定問答集の作成など総会準備を行いながら、次は（⑦□□□□□□□□）の作成を行う。（ ⑦ ）は、現在では株主総会開催前でも提出できるが、大半の上場会社は株主総会後に提出をしている。（ ⑦ ）は、金融庁の行政サービスの一環として提供されている（⑧□□□□□□□）を通じてインターネット上においても閲覧可能となっている。

会社法第 440 条第 1 項では、定時株主総会で（ ② ）が承認された後、遅滞なく（⑨□□）することを求めている。ただし、（ ⑦ ）提出会社は、（ ⑧ ）が開示されているため、（ ⑨ ）義務が免除されている（会社法第 440 条第 4 項）。

なお、（⑩□□□□□□□）は決算日から 2 か月以内に提出することが求められているが、所定の条件を満たすことで提出を 1 か月遅らせることができる。上場会社は、通常、定款で株主総会の開催を決算日から 3 か月以内に行っていることから、株主総会で承認される決算書を基に作成する（ ⑩ ）の提出は、株主総会直後になされる。ただし、定款で上記記載をした場合であっても納付期限は延長されないため、通常、決算日から 2 か月以内に概算納付を行う。

## <連結財務諸表作成実務>

**問** P社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度（以下、「当連結会計年度」）に係る連結財務諸表の作成に関して、以下1～4に基づき、各問に答えなさい。

### 1. 連結子会社A社に関する事項

- ① A社は、平成27年3月1日にP社が200,000千円を出資して設立した国内子会社で、P社のA社に対する出資比率は80%であり、非支配株主と事業運営等に関する一切の取り決めは行っていない。設立後、当連結会計年度末までに持分比率の変動は生じていない。また、設立出資に当たり付随費用は生じていないものとする。
- ② 当連結会計年度末におけるA社の（要約）貸借対照表は以下の通りである。

（単位：千円）

資産合計	650,000	負債合計	750,000
		資本金	250,000
		繰越利益剰余金	△350,000
		純資産合計	△100,000

- ③ 当連結会計年度におけるA社の（要約）株主資本等変動計算書は以下の通りである。

（単位：千円）

	資本金	繰越利益剰余金	純資産合計
期首残高	250,000	100,000	350,000
配当金		△100,000	△100,000
当期純利益		△350,000	△350,000
期末残高	250,000	△350,000	△100,000

### 2. 連結子会社B社に関する事項

- ① B社は、平成23年4月1日にP社が112,000千ドルにて株式を取得した在外子会社で、P社のB社に対する出資比率は60%である。取得後、当連結会計年度末までに持分比率の変動は生じていない。また、取得に当たり付随費用は生じていないものとする。
- ② B社は過去においてB社グループの子会社B1社を吸収合併したため、個別財務諸表上のれんを有しているとともに、B社ではP社による取得以前からB1社とは別にB2社という子会社1社を有している。当連結会計年度においてB社とB2社との取引はない。
- ③ P社との取引としては、B社では余資運用として親会社への貸付を実施しており、期末における親会社への短期貸付金は15,000千ドル、長期貸付金は20,000千ドルである。また、当期中において親会社からの受取利息1,350千ドルを計上している。なお、親会社では1ドル108円で支払利息を計上している。為替レートの差額は雑損失として処理する。それ以外には当連結会計年度においてP社との取引はない。
- ④ 為替相場は、B社によるB1社の合併日の為替レートは1ドル360円、B社によるB2社取得時の為替レートは1ドル145円、平成23年4月1日の為替レートは1ドル118円、前期末日レートは1ドル105円、当期中平均レートは1ドル107円、当期末レートは1ドル110円である。P社によるB社取得後、B社の資本金に変動はない。なお、利益剰余金期首残高の円換算額は2,486,000千円である。

### 3. 連結子会社C社に関する事項

- ① C社は、平成27年9月30日にP社が10,000,000千円にて株式を取得した国内子会社で、P社のC社に対する出資比率は85%である。
- ② P社は、前連結会計年度の連結財務諸表作成上、C社の資産及び負債の時価評価が完了していなかったため暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に完了した。評価額が修正された資産及び負債としては、商標権があり、前連結会計年度は評価中だったため、ゼロと評価していたが、同業他社のブランド・フィー料率の統計値に基づくロイヤルティ免除法により算出したところ、平成27年9月30日現在の時価は5,000,000千円と評価された。当該資産は10年間にわたり定額法で償却する。暫定的な会計処理により識別されたのれんは7,500,000千円であり、20年間にわたり定額法で償却している。なお、C社の法定実効税率は32%であり、繰延税金資産の回収可能性は十分にあるものとする。

### 4. 連結子会社D社に関する事項

- ① D社は、平成24年4月1日にP社が10,000千ドルを出資して設立した在外子会社で、P社のD社に対する出資比率は100%である。設立後、当連結会計年度末までに持分比率の変動は生じていない。また、設立出資に当たり付随費用は生じていないものとする。
- ② 当連結会計年度末におけるD社の（要約）貸借対照表は以下の通りである。

（単位：千ドル）

資産合計	40,000	負債合計	25,000
		資本金	10,000
		繰越利益剰余金	5,000
		純資産合計	15,000

- ③ 当連結会計年度において、P社との間に下記の取引が生じている。  
P社からの仕入額：39,000千ドル  
P社に対する買掛金：5,000千ドル P社のD社に対する売掛金：660,000千円  
債権債務の差額は、D社の所在国では平成29年3月31日は国民の休日当たり、D社ではその前日に1,000千ドルの出金を行ったが、P社には平成29年4月1日に入金となされたことによるものである。
- ④ D社の所在国と我が国との間には租税条約が締結されておらず、D社からP社に配当するに当たっては、20%の源泉税が課されるが、D社の課税所得算定上、支払配当金は損金算入されない。また、我が国では子会社からの受取配当金の95%は益金不算入である。なお、P社の法定実効税率は32%である。
- ⑤ 為替相場は、2.④に記載の通りである。

- (1) A社の配当金の相殺仕訳及び非支配株主持分に帰属する欠損の計上仕訳を答えなさい。開始仕訳については考慮せず、また、連結修正仕訳が不要であれば、「仕訳なし」と示すこと。
- (2) B社から現地通貨ベースによる財務諸表が連結パッケージとして送られてきた。この在外子会社の財務諸表をもとに以下の連結財務諸表作成のための円換算後の個別財務諸表を作成しなさい。ただし、親会社との取引に係る連結修正仕訳については、上記2.の指示事項以外は考慮しない。在外子会社の財務諸表項目の換算については、「外貨建取引等会計処理基準基準三」の原則法によるものとする。なお、マイナスの項目については、「-」を記載すること。

貸借対照表

科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円	科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円
現金預金	31,000			支払手形	9,000		
受取手形	10,000			買掛金	21,000		
売掛金	30,000			未払費用	3,000		
棚卸資産	20,000			未払法人税等	5,000		
短期貸付金	15,000			退職給付引当金	30,000		
有形固定資産	6,000			役員退職慰労引当金	150,000		
のれん	100,000			資本金	18,000		
投資有価証券	10,000			繰越利益剰余金	46,000		
子会社株式	37,000			為替換算調整勘定			
長期貸付金	20,000						
その他の投資	3,000						

損益計算書

科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円	科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円
売上原価	80,000			売上高	165,000		
販管費	52,000			受取利息	1,350		
支払利息	1,000			雑収入	9,000		
雑損失	900						
法人税等	16,000						
当期純利益	25,450						

株主資本等変動計算書（利益剰余金のみ抜粋）

科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円	科目	金額 千ドル	為替 レート	金額 千円
配当金				期首残高	20,550		
期末残高	46,000			当期純利益	25,450		

- (3) 本問では、解答の便宜上、当期及び前期の我が国の法定実効税率を 32.0%としている。しかし、実際の法定実効税率は、法人税、住民税及び事業税より計算される。
- また、平成 26 年度税制改正により地方自治体間の税源の遍在性を是正する目的で「地方法人税」（国税）が創設され、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用された。地方法人税の課税標準は法人税の額であり、地方法人税の創設に伴い都道府県民税法人税割の税率が引下げられるため、法定実効税率には影響がないと考えられる。
- そこで、以下の各税率を基に、地方法人税施行後の法定実効税率（%以下第 3 位を四捨五入）及び計算過程を答えなさい（東京都、資本金 1 億円超、事業税の軽減税率不適用法人を前提とする）。

税率表

法人税率	23.4%
住民税率（法人税割）	16.3%
事業税率（所得割）（標準税率）	0.7%
事業税率（所得割）（超過税率）	0.88%
地方法人特別税	414.2%
地方法人税	4.4%

（注）事業税及び地方法人特別税は税務上損金に算入される。

地方法人特別税は、事業税所得割額（標準税率）に税率を乗じて算出する。

- (4) 暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合における会計処理と有価証券報告書の連結財務諸表本表への影響を説明しなさい。
- (5) 平成 29 年 3 月期の P 社連結財務諸表を作成するに当たり、取得原価の配分額確定後の C 社ののれん及び商標権の償却費計上及びその税効果に関する連結修正仕訳を答えなさい。税効果に関する連結修正仕訳の解答に当たっては、将来加算又は減算一時差異の発生又は戻入に応じ、適切な勘定科目を設定すること留意する。なお、開始仕訳の解答は不要である。
- (6) D 社の債権及び債務の相殺仕訳を答えなさい。
- (7) 子会社の留保利益は親会社の個別貸借対照表上の投資簿価に含まれていないため、連結上の将来加算一時差異となりえるが、どのような場合に繰延税金負債を計上しなければならないか、3 つのケースを箇条書きしなさい。
- (8) D 社の留保利益に対する繰延税金負債の要計上額を答えなさい。
- (9) 仮に P 社が、自社株式を利用したストックオプション制度を構築し、子会社従業員に付与した時に、子会社の個別財務諸表において費用計上する場合がありますか、説明しなさい。

<国際財務報告基準（概論）・IFRSの概論及びフレームワークに基づく会計処理の基礎>

**問** 国際財務報告基準に関する以下の(1)～(20)について、正しければ○を、誤りがあれば×を記載し、また、誤りの箇所と正しい内容を答えなさい。

- (1) IAS 第 16 号に従い減価償却を行っている固定資産は、その後売却目的で保有される資産に分類された場合であっても継続して減価償却が行われる。
- (2) IFRS 適用のアプローチのうち、IFRS を直接採用することをせず、各国の会計基準をIFRS に近づけるアプローチを「エンドースメント・アプローチ」という。
- (3) 2016 年 12 月末日現在、外国に子会社を持たない日本企業は IFRS を適用して有価証券報告書を提出することは認められない。
- (4) 財務諸表項目（要素）として認識すべきものを認識しなかった場合、開示を充実させることで適切な会計処理とすることはできない。
- (5) IFRS 解釈指針委員会(Interpretations Committee)は、必要と認めた場合に IFRS の解釈指針の開発を行うが、IFRS 財団 (IFRS Foundation) では、解釈指針の最終的な決定権はIASB が持つが、各国の組織が解釈指針を作成・公表することを奨励している。
- (6) 2016 年 11 月現在、IFRS の任意適用済み及び適用決定の適時開示を行っている日本企業は 100 社以上である。
- (7) 2016 年 11 月現在、IASB は「顧客との契約から生じる収益」以外にも、FASB と共同で会計基準開発に着手した共通の基準を公表している。
- (8) 2016 年 10 月現在、IFRS 財団ホームページによると、IFRS を強制適用ないしは実質的に強制適用している国は 100 か国以上存在する。
- (9) IASB はメンバーの選任に際して地域割当制をとっており、基本的に同一地域にメンバーのみにより運営されることはない。
- (10) 1989 年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（以下、「1989 年フレームワーク」と略す）」及び、2010 年に公表された 1989 年フレームワークの修正版「財務報告に関する概念フレームワーク（以下、2010 年フレームワークと略す）」は IFRS の基礎となる概念を扱っているため、個別基準がフレームワークと矛盾する場合、フレームワークが優先される。
- (11) 2010 年フレームワークでは、財務諸表の主要な利用者として潜在的な投資者、融資者、経営者があげられている。
- (12) 会計基準のコンバージェンスのきっかけになったのは、欧州連合 (EU) が、2005 年 1 月以降、EU 域内に本籍を置くすべての上場企業に対し、国際財務報告基準 (IFRS) に従った連結財務諸表の作成を義務づけたことである。
- (13) 2010 年フレームワークでは、有用な財務情報の基本的な質的特性として関連性 (Relevance) 及び適時性 (Timeliness) の 2 つをあげている。
- (14) 1989 年及び 2010 年フレームワークでは、財務諸表の構成要素として資産、負債、持分、収益、費用、包括利益が定義されている。
- (15) 1989 年及び 2010 年フレームワークでは、財務諸表の構成要素である持分は、資産と負債の差額として定義されている。
- (16) 資産の定義を満たし、原価が信頼性をもって測定できれば、必ず貸借対照表に認識される。
- (17) 減価償却とは、資産の償却可能額を規則的にその耐用年数にわたって配分することをいう。
- (18) 企業会計基準委員会は 2016 年 3 月に「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」、7 月に「IFRS に基づく四半期連結財務諸表の開示例」をそれぞれ公表した。
- (19) IASB のフレームワークは完成されており、2010 年フレームワーク以降は、開発が行われていない。
- (20) 1989 年及び 2010 年フレームワークでは、認識の中止に関する明確なガイダンスが存在する。



＜企業再編の実務＞

問 企業結合に関する会計基準について、以下の空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を答えなさい。

「取得」とは、ある企業が他の企業（被取得企業）又は企業を構成する事業に対する支配を獲得して、一つの報告単位となることをいう。企業結合取引が取得と判定されたならば、（ ① ）法を用いて会計処理を行なう。

「共同支配企業」とは、複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、「共同支配企業の形成」とは、複数の独立した企業が（ ② ）等に基づき、当該共同支配企業を形成する企業結合をいう。共同支配企業の形成において、共同支配企業に事業を移転した共同支配投資企業は次の会計処理を行う。

- a. 個別財務諸表上、当該共同支配投資企業が受け取った共同支配企業に対する投資の取得原価は、移転した事業に係る（ ③ ）に基づいて算定する。
- b. 連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について（ ④ ）法を適用する。

「共通支配下の取引」とは、結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。共通支配下の取引において、企業集団内を移転する資産及び負債は、原則として、移転直前に付されていた（ ⑤ ）により計上される。親会社と子会社が企業結合する場合において、子会社の資産及び負債の帳簿価額を連結上修正しているときは、親会社で作成する個別財務諸表においては、（ ⑥ ）上の金額である修正後の帳簿価額（のれんを含む。）により計上する。

問 A社（公開企業）はX1年3月31日に600を出資し、子会社B社を設立した（持分割合60%）。A社はX3年4月1日に株式交換によりB社を完全子会社化した。この株式交換について、以下の問に答えなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

（前提条件）

- ① A社は新株をB社の非支配株主に20株を発行した。
- ② 株式交換日のA社株式の1株当たりの時価は40であった。
- ③ A社の新株発行に伴う増加資本については、資本金300、資本準備金300、残りをその他資本剰余金とする。
- ④ X4年3月期の取引は、A社、B社ともに当該株式交換以外、一切存在しなかったものとする。
- ⑤ 株式交換日直前(X3年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。

A社個別貸借対照表(X3年3月31日)			
現金預金	5,400	資本金	3,000
B社株式	600	その他資本剰余金	2,000
		利益剰余金	1,000
合 計	6,000	合 計	6,000

B社個別貸借対照表(X3年3月31日)			
売掛金	400	資本金	1,000
商品	800	利益剰余金	200
合 計	1,200	合 計	1,200

A社連結貸借対照表(X3年3月31日)			
現金預金	5,400	資本金	3,000
売掛金	400	資本剰余金	2,000
商品	800	利益剰余金	1,120
		非支配株主持分	480
合 計	6,600	合 計	6,600

- (1) 当該株式交換について、完全親会社A社の個別財務諸表上の仕訳を作成しなさい。
- (2) X4年3月期のA社の連結貸借対照表を作成しなさい。

問 事業分離等に関する会計基準について、以下の間に答えなさい。

- (1) 現金等の財産や、分離元企業にとって、その他有価証券に分類される分離先企業の株式を対価として受け取る場合の分離元企業の個別財務諸表上の会計処理について簡潔に説明しなさい。
- (2) 子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合の分離元企業の個別財務諸表上の会計処理について簡潔に説明しなさい。

問 X社（公開企業）とY社（公開企業）はX2年3月31日に、X社を存続会社、Y社を消滅会社とする吸収合併を行った。この合併について、存続会社X社の合併仕訳を完成させなさい。なお、本問では、税効果は考慮しない。

（前提条件）

- ① 当該企業結合は取得とされ、取得企業はX社となった。
- ② X社とY社の発行済み株式総数は、いずれも100株であり、Y社の株主に割り当てるX社の株式数は、50株であった。
- ③ 合併期日におけるX社の1株当たりの株価は12、合併期日におけるY社の1株当たりの株価は6であった。
- ④ 合併期日におけるY社の識別可能資産の時価は、400であった。
- ⑤ X社は増加すべき株主資本のうち、100を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。

問 P社（公開企業）はX1年3月31日にS社の株式の100%を2,000で取得し、子会社とした。X2年4月1日にP社はS社を吸収合併した（P社が存続会社、S社が消滅会社）。この合併について、P社の合併仕訳を答えなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

（前提条件）

- ① 支配獲得日のS社の財務諸表は以下の通りであった。なお、土地についての時価は500であり、その他の識別可能資産・負債については時価と簿価が一致していた。

S社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
売掛金	600	買掛金	100
土地	400	資本金	700
		利益剰余金	200
合 計	1,000	合 計	1,000

- ② のれんは、10年で均等償却している。
- ③ X2年3月期のS社の当期純利益は200であった。
- ④ X2年4月1日時点のS社の時価純資産および事業の時価は下記のとおりである。
  - ・時価純資産 1,500
  - ・事業の時価 2,200
- ⑤ 合併前日(X2年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。

P社個別貸借対照表(X2年3月31日)			
現金預金	4,000	資本金	5,000
S社株式	2,000	利益剰余金	1,000
合 計	6,000	合 計	6,000

S社個別貸借対照表(X2年3月31日)			
売掛金	900	買掛金	200
土地	400	資本金	700
		利益剰余金	400
合 計	1,300	合 計	1,300

P社連結貸借対照表(X2年3月31日)			
現金預金	4,000	買掛金	200
売掛金	900	資本金	5,000
土地	500	利益剰余金	1,100
のれん	900		
合 計	6,300	合 計	6,300

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning